

第3期 台東区

次世代育成支援計画

概要版



令和7年3月
台東区

台東区版
こども計画

1 台東区次世代育成支援計画について

1 計画策定の趣旨と背景

- 台東区では、令和2年3月に「子供の貧困対策計画」や「子供・若者支援計画」、「子ども・子育て支援事業計画」を包含した「台東区次世代育成支援計画（第二期）」を策定し、全ての子供・若者が家庭の温かさや地域のつながりを感じながら、社会生活を送る上で困難を有することがない自立した存在として成長できるよう、支援ニーズに応じた施策を着実に推進してきました。
- 一方、国においては、急速に進む少子化に歯止めをかけるとともに、様々な権利侵害から子供を守るため、令和4年に「こども基本法」を制定し、全ての子供が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を加速させています。
- そこで、本区においても、「台東区次世代育成支援計画（第二期）」の成果や課題等を踏まえ、本区の子供・子育て・若者支援施策の更なる充実を図るとともに、子供主体のまちづくりを進めるため、こども基本法に基づく「こども大綱」を勘案した「台東区次世代育成支援計画（第三期）」を策定しました。

2 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、「台東区基本構想」及び「台東区長期総合計画」の部門別計画です。
- 第二期計画に引き続き、「子ども・子育て支援事業計画」、「子供の貧困対策計画」、「子供・若者支援計画」の3計画を包含するとともに、「こども基本法」に基づく市町村こども計画としても位置づけます。

3 計画の期間・対象

- 本計画の期間は、令和7年度から11年度までの5年間です。
- 本計画の対象となる子供・若者は、39歳以下とします。

4 計画の推進体制・進行管理

- 毎年度、計画の実施状況を全庁的な体制で把握・点検します。
- 学識経験者や地域団体の代表、区民委員や区職員で組織される「台東区次世代育成支援地域協議会」を運営し、計画の進捗状況の点検や施策の評価等を行います。
- 「子ども・子育て支援事業計画」で示した量の見込みと実績値が大きく乖離する場合等は、必要に応じて、計画の見直しを行います。

2 計画の考え方

1 基本的な視点

計画を策定・推進していく上で、基本となる考え方を示すため、以下の視点を定めます。
3つの主体（子供・若者、子育て当事者、地域）を明確に示し、それぞれの立場に立って考えることで、次世代育成支援施策のより一層の充実を図ります。

視点1 子供・若者が幸せを実感し、安心して育つ環境をつくる

視点2 子育て当事者が、ゆとりを持って、子供を生き育てられる環境をつくる

視点3 台東区が誇る地域の力で、子供・若者の笑顔があふれる未来を実現する

2 基本理念

本計画では、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、行政が担う役割を明らかにし、本区の子供・子育て・若者支援施策の更なる推進を図るため、以下の基本理念を掲げます。

**子供・若者の今とこれからの大切にし、
すこやかな未来をはぐくむ やさしいまち たいとう
～子供の育ちと若者の自立を地域全体で支えるまちを目指して～**

また、本区の子供・子育て・若者支援施策全体の成果を測ることを目的として、以下の評価指標を設定します。

指標名	現状 (令和6年度末)	目標 (令和11年度末)	出典
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくある子供の割合	小学6年生 52.6% 中学3年生 49.1%	小学6年生 増加 中学3年生 増加	全国学力・学習状況調査
子育てに関して不安や負担を感じる保護者の割合	47.4% (令和5年度)	減少	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
台東区が子育てしやすいと感じる保護者の割合	55.2% (令和5年度)	増加	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査

3 基本目標と施策の展開

基本理念の実現に向けて、以下の6つの基本目標に基づき、施策を展開します。

基本目標

1

子供の権利を保障し、ありたい未来を支援する

1 子供の権利保障と意識の醸成

- 子供・若者が権利の主体であることを社会全体で共有できるよう、子供・若者や子供・若者に関わり得る全ての大人を対象に、子供の権利に関する理解促進に取り組みます。
- 子供・若者が自由に意見を表明できる機会や場を創出し、社会参画を促進します。

2 児童虐待防止対策の強化

- 児童虐待の発生予防や早期発見、迅速な対応を図るため、区内4か所（日本堤・台東・寿・谷中）の子ども家庭支援センターを中心に関係機関等との連携体制を強化します。
- 児童虐待を防止するための周知・啓発事業を実施します。

3 いじめ防止と不登校の子供への支援

- 区や学校、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職が連携し、いじめの未然防止を図るとともに、不登校等の困難を抱える児童・生徒を支援します。

(施策の指標)

指標名	現状 (令和6年度末)	目標 (令和11年度末)	出典
自分には自分らしさというものがあると思う子供の割合	—	60.0%	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
要保護児童数	281人 (令和5年度)	減少	担当課調べ
不登校児童・生徒のうち、学校、関係機関、民間施設等とつながっていない割合	22.5% (令和5年度)	減少	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる子供の割合	小学6年生 63.3% 中学3年生 63.2%	小学6年生 増加 中学3年生 増加	全国学力・学習状況調査

基本 目標 2

安心して子供を生み育てられるよう、切れ目なく支援する

1 包括的な相談支援体制と情報提供の充実

- 子供や子育てに関する様々な悩みに対応できる包括的な相談支援体制を強化します。
- 多様な媒体を活用し、子育てに関する情報を発信します。

2 妊娠・出産に対する支援

- 母子の健康確保や妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及に取り組みます。
- 妊娠・出産を希望する人がその希望を叶えられるよう、経済的な支援を行います。

3 母子保健の推進

- 乳幼児の健やかな成長・発達を支援するとともに、保護者の不安や負担を軽減するため、健康診査や予防接種、相談支援の充実を図ります。
- 親子で健康や食生活について学ぶ、健康教育の機会を確保します。

4 小児医療の確保

- 区内の医療機関や医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、子供や子育て家庭が安心して医療を受診できる体制を確保します。

5 経済的負担の軽減

- 各種手当の支給や助成を行うことで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

(施策の指標)

指標名	現状 (令和6年度末)	目標 (令和11年度末)	出典
子育て支援サービスに関する情報を取得しやすいと感じる保護者の割合	—	60.0%	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
子育てに関して、気軽に相談できる人や場所がある保護者の割合	85.7% (令和5年度)	増加	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査



1 就学前教育の推進

- 区内の幼稚園・保育園・こども園において、各園の特色を生かした就学前教育を推進します。

2 多様な保育サービスの展開

- 子育て家庭のニーズに応じた、多様な保育サービスを提供するとともに、適切な定員を確保します。

3 教育・保育サービスの質の向上

- 教育・保育に関わる人材の確保、育成に取り組みます。
- 各幼稚園・保育園・こども園が提供するサービスの第三者評価を実施します。

(施策の指標)

指標名	現状 (令和6年度末)	目標 (令和11年度末)	出典
保育所待機児童数	0人 (令和6年4月)	維持	担当課調べ
保育所が提供するサービスについて肯定的な回答の割合	77.3% (令和5年度)	85.0%	担当課調べ



1 安心して過ごせる居場所づくり

- 子供・若者が遊びや学びを通じて健やかに成長することができるよう、地域において、子供・若者が安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを進めます。

2 学ぶ環境の整備

- 子供・若者一人ひとりの個性や能力を伸ばす、多様な学びの環境を整備します。
- 本区の財産である豊かな文化や歴史、伝統等の特色を生かした教育を推進します。

3 社会参画・多様な活動機会の充実

- 子供・若者の創造性やたくましく生きる力を育むため、子供・若者が社会や地域活動に参加できる機会や場を充実します。
- 子供・若者が地域や社会の担い手として成長することができるよう、地域の様々な世代と関わる機会を確保します。

4 自立支援の充実

- 自立に困難を抱える若者が就労や社会参画を行うことができるよう、相談支援等を充実します。

5 悩みを抱える子供・若者への支援と非行防止

- 悩みや不安を抱える子供・若者に対して様々な支援を行うとともに、啓発事業を通じて子供・若者の非行防止に取り組みます。

(施策の指標)

指標名	現状 (令和6年度末)	目標 (令和11年度末)	出典
こどもクラブ待機児童数	121人 (令和6年4月)	0人	担当課調べ
学校の授業でわからないことが半分以上ある子供の割合	19.7% (令和5年度)	減少	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
地域活動やグループ活動に参加したことがある子供の割合	55.0% (令和5年度)	増加	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
自分の暮らし向きをよくないと感じる若者の割合	20.2% (令和5年度)	減少	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
ひきこもり状態にある若者が社会参加を果たした割合	19.7% (令和5年度)	増加	担当課調べ

1 生活困窮家庭への支援

- 生活困窮状態にある子育て家庭に対して、子供の医療面や学習面、就労への支援等、様々な面から支援を行います。

2 ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭が経済的に困窮せず、安心して子育てができるよう、各種手当の支給や助成、相談支援等を行います。

3 配慮を必要とする子供への支援

- 子供一人ひとりの発達・成長段階や特性等に応じて、きめ細かな支援を行います。

4 外国にルーツをもつ子供への支援

- 外国にルーツをもつ子供や子育て家庭に対して、日本語学習支援や外国語による情報提供、相談支援等を行います。

5 ヤングケアラーへの支援

- 発見が困難で問題が顕在化しにくい特性をもつヤングケアラーについて、広く周知を図るとともに、ヤングケアラーやその家族からの相談に対応し、支援を行います。

(施策の指標)

指標名	現状 (令和6年度末)	目標 (令和11年度末)	出典
現在の暮らしが苦しいと感じる保護者の割合	24.9% (令和5年度)	減少	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
自立に向けて支援を行ったひとり親の就業率	45.2% (令和5年度)	増加	担当課調べ



1 地域における子育て支援活動の推進

- 地域の子育て支援の拠点として、子ども家庭支援センターの運営を継続し、保護者同士の交流を促進したり、子育ての悩み等を相談できる場を提供します。
- 地域の身近な相談相手である民生委員や児童委員、青少年委員の活動を支援したり、家庭の教育力を高めるための取組を通じて、子供の健全な育成を推進します。

2 子供の安心・安全を守る取組の推進

- 子供が事故や犯罪、災害に巻き込まれることがないように、地域における事故防止対策や交通安全対策、防犯対策、防災対策を推進します。

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 区内の事業者等において、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進を図ることで、仕事と子育ての両立を支援します。

4 子育てしやすい生活環境の整備

- 関係機関等と連携し、子育て家庭が安心して暮らすことができる住環境や生活環境を整備します。

(施策の指標)

指標名	現状 (令和6年度末)	目標 (令和11年度末)	出典
0～4歳未満人口に対する子ども家庭支援センター新規利用登録者の割合	37.7% (令和6年4月)	増加	担当課調べ
育児休業取得率	父親 21.7% 母親 89.6% (令和5年度)	増加 増加	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査



4 子ども・子育て支援事業計画について

- 「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援に関する需給量を定める計画です。
- 本区における教育・保育の提供区域は、区内全域を一つの区域として設定します。
- 人口推計やニーズ調査の結果、各事業の利用状況等を踏まえ、量の見込みを算出し、需要に応じた提供体制を確保できるよう、取り組んでいきます。

1 教育・保育の量の見込みと確保方策

- 就学前人口の動向や保護者の就労状況等により変化する保育ニーズに対応するため、利用定員変更等により需要に応じた供給の調整を図ります。
- 保育施設の空き定員を有効活用し、こども誰でも通園制度等、多様なニーズへの対応を進めます。
- 幼稚園において、預かり保育のサービス拡充を進めます。

(単位：人)

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1号認定【3～5歳】 (認定こども園及び幼稚園)	量の見込み	1,107	1,050	1,037	1,073	1,141
	確保数	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660
2号認定【3～5歳】 (幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)	量の見込み	2,023	1,902	1,869	1,921	2,032
	確保数	2,427	2,394	2,435	2,480	2,525
3号認定【0～2歳】 (認定こども園及び保育所+地域型保育)	量の見込み	1,957	2,076	2,179	2,221	2,265
	確保数	2,186	2,172	2,225	2,255	2,279

※教育・保育の利用にあたり、子供の年齢や保護者の状況に応じて、その必要性の認定をしています。

2 地域子ども・子育て支援事業

- 地域子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」や「児童福祉法」で定められている事業で、全ての子育て家庭を支援するため、自治体が地域の実情に応じて実施するものです。
- 地域子ども・子育て支援事業及び本区の実施状況は、下表のとおりです。

No.	事業名	実施状況
1	時間外保育事業（延長保育）	○
2	放課後児童健全育成事業（こどもクラブ（学童保育））	○
3	子育て短期支援事業（ショートステイ）	○
4	地域子育て支援拠点事業	○
5①	一時預かり事業（幼稚園型）	○
5②	子育て短期支援事業（トワイライトステイ） 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学前】等	○
6	病児・病後児保育事業	○
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学後】	○
8①	利用者支援事業（子育てアシスト）	○
8②	利用者支援事業（こども家庭センター）	○
8③	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業（ゆりかご・たいとう、乳児家庭全戸訪問））	○
9	妊婦に対する健康診査	○
10	産後ケア事業	○
11	乳児家庭全戸訪問事業	○
12	養育支援訪問事業（養育支援ヘルパー）	○
13	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童支援ネットワーク）	○
14	子育て世帯訪問支援事業	○
15	児童育成支援拠点事業	※
16	親子関係形成支援事業	8年度予定
17	実費徴収に係る補足給付を行う事業	○
18	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	○
19	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度、（仮称）未就園児通園支援）	8年度予定

※児童育成支援拠点事業は、支援を必要とすることが見込まれる児童等の状況に応じて、実施を検討します。

台東区は、地域一丸となって、この計画を進めることで、子供・若者、子育てにやさしい社会づくりに取り組みます。

より詳しい計画の内容は、
こちらからご覧ください ▶▶



台東区次世代育成支援計画(第三期)

概要版

(令和6年度登録第83号)

発行：台東区

編集：台東区 区民部 子育て・若者支援課

住所：〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号

電話：03-5246-1237

FAX：03-5246-1289

URL：<https://www.city.taito.lg.jp/>

発行年月：令和7年3月

